

# 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針

令和 2 年 6 月

三田市

## 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されている状況において、自然災害が発生した場合には、4つの方針に基づき感染症対策に万全を期した避難所運営を行うこととします。

方針-1 避難所の過密状態の防止

方針-2 避難所の衛生管理の徹底

方針-3 避難される方の感染防止に関する理解・協力

方針-4 感染が疑われる方への対応

### 【市民の皆さまへのお願い】 ～避難とは「難」を「避ける」ことです～

○大雨などで避難情報が発令された場合、安全な場所への避難が必要となりますが、避難場所は市指定避難所だけではありません。感染リスクも考慮し、在宅避難や近くの安全な親戚や知人宅など、事前に避難先を検討し、災害に備えてください。

・自宅が、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にあっても、浸水想定深より高い居室や山側から離れた2階以上の居室で安全確保できるなどの場合は在宅避難も選択肢の一つです。

・普段から、自宅が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内であるかどうかを「ハザードマップさんだ」「web版ハザードマップさんだ」でご確認ください。

・土砂災害特別警戒区域にお住まいの方や、それ以外でも危険と感じたら躊躇なく避難所に避難してください。

○避難される場合は、マスク、体温計等の衛生用品、水、食料等健康管理に必要なものをご持参ください。

○避難所では、発熱等の体調不良時には速やかに運営スタッフに申し出ていただくとともに、市が実施する感染症対策にご協力をお願いします。

○熱中症予防のため、こまめな水分の補給をお願いします。

### 方針-1 避難所の過密状態の防止

・避難者の居住スペースは可能な範囲で十分なスペースを確保し、飛沫の影響を受けないよう、避難者同士の間隔を確保(2メートル程度)する。

・災害の規模により避難者が多数発生する場合に備え、現在の市指定避難所に加え、新たな避難所を確保する。

## 方針-2 避難所の衛生管理の徹底

- ・各避難所に感染防止に必要な物資を配備する。  
(非接触型体温計、パーティション、消毒液、ペーパータオルなど)
- ・受付時に、発熱、体調不良等の確認を行う。
- ・居住スペースの十分な換気(必要に応じサーキュレーター等による換気の実施)を行う。
- ・居住スペースでは必要に応じパーティションで区切る。
- ・熱中症を防ぐため、必要に応じ空調設備の整った部屋を活用する。
- ・避難所運営スタッフの感染予防対策(マスク、フェイスシールド、ガウンなど)を行う。

## 方針-3 避難される方の感染防止に関する理解・協力

- ・避難の際には、マスク、体温計等の衛生用品、水、食料等健康管理に必要なものを持参してもらう。
- ・避難所では特別な理由がある場合を除きマスクを着用、また手洗いや消毒をしてもらう。
- ・居住スペースでは向かい合わせで座らない、大きな声で話をしないなど飛沫による感染防止に配慮してもらう。
- ・体調に異変を感じたら速やかに避難所運営スタッフに連絡してもらう。

## 方針-4 感染が疑われる方への対応

- ・発熱やだるさ(倦怠感)などがある方や、避難中に同様の症状が出た方は、パーティションや別室により、他の方と場所を分ける。また避難所における生活動線(トイレなど)も可能な限り分離する。
- ・PCR検査結果判明までの自宅待機者や濃厚接触者等の健康観察期間にある方は、専用避難所を開設するなど、一般の方と分離する。

## 《その他》

- ・感染が疑われる方などへの対応を適切に行うため、宝塚健康福祉事務所との連携を密にする。
- ・避難所運営班担当職員への研修、シミュレーション等を実施する。
- ・避難所の運営を適切に実施するため、本方針をもとにマニュアルを策定する。